

| 年度 | 業者名 | 入札参加停止期間 | 開始年月日 終了年月日(措置日) | 措置の理由 | 措置基準 | 登録 |
|-------|--|----------------|--|---|--------------------------|-----------|
| 令和7年度 | 新明和工業株式会社 | 3箇月 | 令和7年4月7日 ～ 令和7年7月6日 | 新明和工業株式会社は、遅くとも平成29年以降、特定エレベーター方式PS設置工事について、供給価格の低落防止等を図るため、①供給予定者を決定する、②供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に、供給予定者を決定し、競争を実質的に制限していた。このことについて、令和7年3月24日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定違反があったとして、当該事業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第2第3項に該当する。(新明和工業株式会社は独占禁止法による課徴金減免制度の適用を受けている。) | 独占禁止法違反行為 | 工事・ 物品 |
| 令和7年度 | 株式会社市川工建 | 2週間 | 令和7年8月26日 ～ 令和7年9月8日 | 株式会社市川工建が受注した「(主)井川湖御幸線(福田ヶ谷)道路整備工事」において、令和7年6月20日及び7月9日、計3件の公衆損害事故を発生させたが、市監督員に対しその事実の報告を怠った。このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第1第4項(契約違反)に該当する。 | 契約違反 | 工事 |
| 令和7年度 | 株式会社新村組 | 2週間 | 令和7年9月12日 ～ 令和7年9月25日 | 株式会社新村組が受注した「藤代1号線道路施設修繕」において、令和7年3月24日、労働安全衛生法に基づく危険を防止するための措置を講じなかったことにより、作業員1名が転落し、負傷する事故を発生させた。このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第1第7項(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者の事故)に該当する。 | 安全監理措置の不適切により生じた履行関係者の事故 | 工事 |
| 令和7年度 | 極東開発工業株式会社 新明和工業株式会社 | 3箇月 | 令和7年10月10日 ～ 令和8年1月9日 | 当該2社は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。このことについて、令和7年9月24日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定違反があったとして、当該2社について違反の事実を公表し、うち極東開発工業株式会社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第2第3項に該当する。同運用基準により、過去事例を勘案して当該2社に3箇月の入札参加停止を提案する。なお、新明和工業株式会社は前回の参加停止期間満了後から3年を経過していないが、上運用基準「7(2)」に該当するため、上別表第2第3項に定める短期の2倍(本件では12箇月)の対象外となる。 | 独占禁止法違反行為 | 工事・ 物品 |
| 令和7年度 | コーケン工業株式会社 | 2週間 | 令和7年10月17日 ～ 令和7年10月30日 | コーケン工業株式会社が受注した「農道承元寺町10号線改良工事」において、令和7年8月11日、敷鉄板を配置する作業中、敷鉄板と地面の間に入れた枕木が外れ、作業員の左手薬指が挟まり負傷する履行関係者の事故を発生させた。このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第1第7項(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者の事故)に該当する。 | 安全監理措置の不適切により生じた履行関係者の事故 | 工事 |
| 令和7年度 | 株式会社KAMATA | 2週間 | 令和7年11月11日 ～ 令和7年11月24日 | 株式会社KAMATAが受注した「駿河区石田二丁目外配水管布設替工事」において、令和7年7月31日、公衆損害事故を発生させたが、市監督員に対しその事実の報告を怠った。このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第1第4項(契約違反)に該当する。 | 契約違反 | 工事 |
| 令和7年度 | ①日本交通技術株式会社 ②ジェイアール東海コンサル ツ株式会社 ③大日コンサルタント株式会社 ④株式会社トーニチコンサル tant | ①6箇月 ②③④3箇月 | ① 令和8年1月16日 ～ 令和8年7月15日 ②③④ 令和8年1月16日 ～ 令和8年4月15日 | 当該4者は、遅くとも令和3年2月19日以降、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務の受注に関し、受注予定者を事前に決定し、他の事業者が協力することで競争を実質的に制限していた。このことについて、令和7年12月19日、公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第2第3項に該当する。 | 独占禁止法違反行為 | コンサル |

| 年度 | 業者名 | 入札参加停止期間 | 開始年月日 終了年月日(措置日) | 措置の理由 | 措置基準 | 登録 |
|-------|------------|----------|----------------------------|---|------|----|
| 令和7年度 | 株式会社中部警備保障 | 2週間 | 令和8年2月9日 ～ 令和8年2月22日 | 株式会社中部警備保障は1月27日、市の保有する個人情報の取扱いに不備があり、当該個人情報を漏洩させた。 このことは、自転車等駐車場管理業務委託契約書第13条(秘密の保持)及び第14条(個人情報の保護に関する事項)を遵守しておらず、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第1第4項に該当する。 | 契約違反 | 委託 |